

(3) 家庭の状況に応じた子育て支援の充実

施策1 ひとり親家庭への支援を充実します

【基本認識】

家族形態の違いにかかわらず、すべての子育て家庭が安心と楽しさを実感しながら子育てできるよう、支援していく必要があります。ひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を担っているため、精神的、経済的負担が大きくなっています。就業支援、子育てや生活支援など、個々のニーズに応じた総合的な支援を推進する必要があります。

【取組の方向性】

ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の子育てを支援するため、それぞれの家庭が抱えるさまざまな課題にきめ細かく対応し、就業支援、子育てや生活支援、養育費の確保支援などを総合的に推進します。また、関係機関や地域のネットワークにより、身近な地域での相談や支援体制を充実します。

【重点施策7】ひとり親家庭への支援の充実

重点施策として実施する事業

(129) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

愛光会館において、ひとり親家庭等の就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングや、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。

愛光会館	大阪市北区中津1-4-10
------	---------------

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成30年度)
・ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方の就職率	50.0%

(130) 養育費確保のトータルサポート事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

養育費に関する広報・啓発、弁護士による無料専門相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書などの作成費用の補助、民間保証会社と保証契約にかかる本人負担費用の補助など、養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、ひとり親家庭等の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ります。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・児童扶養手当受給者で養育費を受給している人の割合	9.94%

(131) ひとり親家庭サポーター事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

各区保健福祉センターに、就業支援の専門的知識を持つひとり親家庭サポーターを配置し、就職や自立支援に関する制度の情報を提供するとともに、きめ細やかな相談支援を行います。また、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら離婚前相談も行い、無料弁護士相談等の情報提供や家庭裁判所等への同行支援も行います。区役所の相談日に来所できない方に対しては、訪問相談等に対応します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・ひとり親家庭サポーターの相談件数	3,800 件

実施事業（全市共通）

(132) ひとり親家庭自立支援給付金事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

ひとり親家庭の親を対象に、就職に有利な資格取得や学びなおしの支援のため、一定期間就労と修業の両立ができる環境を整備し、自立した生活を営むことができるよう、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等を実施します。

【こども青少年局】

(133) ひとり親家庭専門学校等受験対策事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

ひとり親家庭の親で、資格を取得するための専門学校等に入校するために一定の準備が必要な方を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。

【こども青少年局】

(134) ひとり親家庭等日常生活支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

ひとり親家庭等が、技能習得のための通学、就職活動など自立促進に必要な事由、又は疾病、冠婚葬祭等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、支援員の居宅で保育したりするなど、その生活を支援します。

【こども青少年局】

(135) 母子生活支援施設

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。

【こども青少年局】

(136) 児童扶養手当

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

次のいずれかの状態にあるこどものいる家庭の母、父又は養育者に児童扶養手当を支給します。

- ① 父母が婚姻を解消したこども
- ② 父又は母が死亡したこども
- ③ 母が婚姻によらないで出産した児童 等

【こども青少年局】

(137) ひとり親家庭医療費助成制度

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

ひとり親家庭の方が健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成します。

【こども青少年局】

(138) 相談・情報提供機能の充実

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実を図ります。

【こども青少年局】

(139) 地域団体や企業、NPO法人など民間団体との連携

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」を進めます。

【こども青少年局】

施策2 障がいのある子どもと家庭への支援を充実します

【基本認識】

障がいのある子どもの養育支援については、身近な地域での相談や支援を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が一層連携し、生まれてから社会的、職業的に自立するまで、生涯にわたって一貫した切れ目のない支援を行うことが重要です。また、発達障がいを含めた障がいの状態や程度は多種多様であることから、養育者をはじめ関係者が障がいに対する理解を深め、障がいを早期に発見し、個々に応じた支援を適切に行う体制を確立していく必要があります。さらに、養育者の身体的、精神的負担を軽減する支援や、何より、地域のすべての子どもが互いに理解しあい、共に育つ地域づくりを推進していくことが重要です。

【取組の方向性】

障がいのある子どもと家庭への支援

身近な地域での相談や支援を推進するとともに、健康診査などのあらゆる機会をとらえて障がいの早期発見に努め、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が一層連携し、生涯を見通し発達段階に応じて切れ目のない支援を推進します。また、発達障がいを含めたさまざまな障がいについて、こどものはぐくみに関わる人材の専門性を高め、一人ひとりの状態に応じて一貫した支援体制を構築します。そして、障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に育つ地域づくりを推進します。

【重点施策8】障がいのある子どもと家庭への支援

重点施策として実施する事業

(140) 発達障がい者への支援

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族に対する相談支援、ペアレント・トレーニング等の親支援、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・支援等を実施します。

また、発達障がいのある子どもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や手段への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。

【福祉局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・専門療育機関の実施箇所数	6 か所
・専門療育機関の定員	280 名

(141) 重症心身障がい児（者）への支援

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）が、地域で安心して生活できるよう、各医療機関が柔軟にショートステイを実施できる要件を緩和し、医療型ショートステイの拡充を図ります。

【福祉局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・医療型ショートステイの利用実績	2,327 日

(142) 障がい児保育事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

特別支援保育の質の向上を図るとともに、障がい児の保育施設への受入を促進するため、民間保育所等に対し、特別支援保育担当保育士等の人件費補助及び受入環境を整えるための物品購入経費補助を行います。

また、特別支援保育巡回指導講師派遣事業として、公立保育所及び民間保育所等における障がい児の実態を把握し、必要な助言・指導を行う職員を雇用することで障がい児受入れ後のサポートを行います。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・全民間保育所等のうち、障がい児受入施設の割合	69.2%

(143) 私立幼稚園における特別支援教育の充実

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

要支援児受入れのセーフティネット的な役割を担う私立幼稚園等を大阪市要支援児受入促進指定園として指定し、要支援児の就園機会の保障を図ります。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・大阪市要支援児受入促進指定園数	64 園

実施事業（全市共通）

(144) 特別支援教育相談事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

障がいのある児童・特別な支援が必要となる可能性のある児童の就学、進路、生活面、学習面の指導について、こども相談センターの相談員が専門的な立場から助言します。

【こども青少年局】

(145) 障がい児等療育支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児の地域での生活を支えるため、訪問・外来による専門的な療育相談・指導や施設職員への指導等を行います。

【福祉局】

(146) 児童発達支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。

【福祉局】

(147) 放課後等デイサービス

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

学校通学中の障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。

【福祉局】

(148) 保育所等訪問支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

【福祉局】

(149) 4・5歳児発達相談

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

知的障がいを伴わない発達障がいは、4歳頃から保育所や幼稚園等での集団生活の中で社会性や行動面の問題が表面化するといわれており、3歳児健康診査以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障がいの個別相談を行い、専門医療機関の紹介や養育者への支援を行います。

【こども青少年局】

(150) 重症心身障がい児訪問指導

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

こども相談センターの職員が在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し、家庭での療育や介護等について助言や指導を行うとともに、施設や福祉サービス等に関する情報提供や心理的援助を行います。

【こども青少年局】

(151) 発達支援プログラム冊子の普及・活用

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

発達障がいのある児童の特性の理解と効果的な支援方法についてまとめた冊子「できた！わかった！たのしいよ！」、「できた！わかった！たのしいよ！パートII」を教育・保育施設等に配布するなど、支援の充実を図ります。また、大阪市ホームページに掲載し、広く情報を発信します。

【こども青少年局】

(152) 就学前施設の教職員への研修

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

就学前施設の教職員が、さまざまな障がいのある児童の特性や支援について理解し、保育場面における支援が早期に実施されるよう研修を実施します。

【こども青少年局】

(153) 教育・保育施設等の教職員に対する発達障がい児等に関する相談支援

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

教育・保育施設等の教職員からの発達障がい児等に関する相談に対し、専門的な知識や経験をもつ相談員が指導・助言等を行うことにより、教職員がこどもの特性に応じた適切な教育・保育、保護者に対する子育て支援を行うことができるよう援助します。

【こども青少年局】

再掲 (23) 特別支援教育の充実 ⇒ 74 ページに掲載

再掲 (59) 児童いきいき放課後事業 ⇒ 86 ページに掲載

再掲 (60) 留守家庭児童対策事業 ⇒ 86 ページに掲載

施策3 長期にわたり療養を必要とするこどもと家庭への支援を充実します

【基本認識】

小児慢性特定疾病など、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とするこどもについては、日常生活において医療分野の専門的な支援が不可欠であるとともに福祉的な支援が必要です。そのため、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、その疾病や療養状況に応じた適切な相談を行い、日常生活における問題や不安を軽減し、ひいてはこどもの健全育成の推進を図ることが重要です。

【取組の方向性】

相談や支援体制等の充実

小児慢性特定疾病など慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とするこどもについて、その疾病及び療養状況を把握するとともに、状況に応じた適切な相談や助言を行い、日常生活における問題や不安の軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。

相談や支援体制等の充実

実施事業（全市共通）

（154）小児慢性特定疾病児等にかかる相談事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

長期療養を必要とするこどもとその家族を対象に、専門医、保健師、栄養士、小児慢性特定疾病児の養育経験者（ピアカウンセラー）等による医療・保健・福祉・教育に関する療養相談会や、患児の療養上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等を行います。各区においては保健師が面接や訪問による相談等を行います。

【健康局】

施策4 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します

【基本認識】

外国人住民数の増加や国籍の多様化に加え、改正された「出入国管理及び難民認定法」（いわゆる入管法）が平成31年4月に施行され、外国人住民がこれまで以上に増加することが見込まれます。このような状況の変化をふまえ、本市が施策を進める際には、これまで取り組んできた外国人住民の人権尊重の視点はもとより、外国につながる市民は地域の一員として大阪をともにつくる担い手であり、その多様性を、活力あふれる魅力あるまちづくりにつなげるという視点が一層重要です。

【取組の方向性】

相談や支援体制等の充実

多様な言語・手段による情報提供・相談対応、日本語教育及び外国につながる児童生徒への支援を充実します。また、外国につながる市民のための災害に対する備えや健康で安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

医療、保健、福祉等においても相談支援体制等の充実が求められており、保育においては、必要に応じて個別の支援を行うよう努めるとともに、集団保育の中で、こどもの人権を尊重した多文化共生保育の実践に取り組みます。

外国につながる市民：

住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍であるこども、海外から帰国したこどもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」という呼称を使用しています。

相談や支援体制等の充実

実施事業（全市共通）

（155）外国人のための相談

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

大阪国際交流センターインフォメーションセンター内において、「外国人のための相談窓口」を設置し、各種相談のほか、弁護士による面談での法律相談や行政書士による面談でのビザ相談も実施しています。なお、相談に際しては、通訳（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語）を配置します。

【経済戦略局・市民局】

（156）識字推進事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○

国際化の進展による新たな外国につながる市民及びさまざまな理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し学習機会を提供し、社会参加促進を図ります。これからの教室の機能・役割を整理し、学習の場の提供とともに、教室運営や学習支援・社会参加のための人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図ります。

【教育委員会事務局】

（157）子育て支援施設や児童福祉施設における支援

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

外国につながるこどもや保護者が増加しており、保護者等とのコミュニケーションを一層円滑に行うため、子育て支援施設や児童福祉施設などへ翻訳機の購入支援等を行います。

【こども青少年局】

再掲（20）多文化共生教育の推進 ⇒ 71 ページに掲載

(4) 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等の充実

施策1 仕事と出産・子育てを共に選択できる保育サービス等を充実します

【基本認識】

近年、働く女性が増え、共働き世帯も増加しています。大阪市では、これまでも、多種多様な保育サービスを充実し、仕事と子育ての両立を支援してきました。今後、少子化による生産年齢人口の減少が見込まれる中で、女性が意欲と能力を発揮して活躍できる社会を実現することは、都市の活力を高めるうえでも重要な課題です。就業を希望する人が働き続けながら、こどもを生み、育てることができる社会、仕事と生活の調和を実現し、男女が共に子育てしやすい社会づくりを社会全体で推進していく必要があります。

【取組の方向性】

待機児童を含む利用保留児童の解消

子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、子育て家庭の生活状況や希望をふまえ、保育所等の整備や保育人材の確保により、保育を必要とするこどもの入所枠の確保を図ります。

保育サービスの充実

多様化する就労形態に伴う個々の家庭のニーズに柔軟に対応できるよう、延長保育や休日・夜間保育などの多種多様な保育サービスの充実を図ります。

仕事と子育てを共に選択できる仕組みの充実

男女が共に仕事と子育てなどの生活の調和を実現し、一人ひとりの能力を発揮できる環境づくりをめざし、情報誌やホームページを活用して仕事と子育ての両立を支援する情報を提供します。また、企業における働き方の見直し等への取組を支援するとともに、市民への広報や啓発に努めます。

【重点施策9】待機児童を含む利用保留児童の解消

重点施策として実施する事業

(158) 保育所等の整備 ⇒ 施策指標は 49 ページに掲載

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

待機児童の早期解消を図るとともに、保育を必要とするこどもが保育所等に入所できるよう、必要と見込まれる保育ニーズに対して計画的に入所枠を確保し、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等の整備や認可外保育施設から認可施設への移行の支援を行います。

また、大規模マンションの建設にあたっては、建設計画が固まる前の段階で、大阪市との協議を義務付けることにより、効率的かつ効果的な保育施設等の整備を進めます。

【こども青少年局】

●認定こども園について

認定こども園は、保育・教育を一体的に提供する施設であることに加え、養育者の就労状況によらず、同一の施設への在籍が可能です。また、子育て支援機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実につながります。

また、保育ニーズの高いエリアでは、幼稚園から認定こども園へ移行することで、保育ニーズに対応することが可能であり、待機児童対策の側面からも効果的です。

こうしたことをふまえ、大阪市では認定こども園の普及を推進しています。

●産前・産後休業、育児休業明けの保育利用について

産前・産後休業、育児休業明けの保護者の希望に応じて、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、保育ニーズを把握し、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うことが求められています。

特に、現在0歳児のこどもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらうことや、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないよう、育児休業満了時から利用できるよう環境の整備を図ります。

(159) 保育人材の確保対策

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

全国的に保育士不足が大変深刻な中、民間保育所等の保育士確保（採用・雇用継続・離職防止）を支援するため、市内の保育所等に勤務する保育士等のこどもの市内の保育所等への優先入所を実施するとともに、各種保育人材確保対策事業（貸付事業②、⑥～⑧・補助事業③～⑤、⑨～⑫）を実施し、待機児童の解消に必要なとなる保育士等の確保を図ります。

- ① 保育士・保育所等支援センター事業
- ② 潜在保育士の再就職支援事業
- ③ 保育士宿舍借上げ支援事業
- ④ 新規採用保育士特別給付に係る補助事業
- ⑤ 保育所等における ICT 化推進補助事業
- ⑥ 保育料一部貸付事業
- ⑦ 未就学児のいる保育士の子どもの預かり支援事業
- ⑧ 保育補助者雇上げ支援事業
- ⑨ 保育補助者雇上げ強化事業
- ⑩ 保育体制強化事業
- ⑪ 保育士ウェルカム事業
- ⑫ 保育士働き方改革推進事業

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・ 保育人材確保事業等により、当該年度中に採用が必要となる保育士の確保数	1,613 人

(160) 子育て支援員研修

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

教育・保育施設等での従事を希望する保育士資格や教諭免許を有しない者に対し、従事するうえで必要な知識や技能を取得するため国の定めた研修を実施することにより、教育・保育施設等における新たな支援の担い手となる子育て支援員の養成を図ります。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・ 研修実施により、「子育て支援員」の修了者となる割合（募集計画人数に対する修了者数の割合）	110%

(161) 多様な主体の参入促進事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保育の受け皿拡大や、住民ニーズに沿った多様な保育サービスの提供を進めるために、民間事業者の参入を促進し、新規参入事業者が保育の質を確保したうえで、安定的かつ継続的な事業運営を行うことができるように支援します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・対象施設への訪問実施率	100%

保育サービスの充実

実施事業（全市共通）

(162) 延長保育事業（時間外保育事業） ⇒ 51 ページに掲載

(163) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象） ⇒ 53 ページに掲載

(164) 休日保育支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

休日保育を実施する保育所等に対して、休日保育を担当する保育士を確保することにより、安定的な休日保育の実施を図ります。

【こども青少年局】

再掲 (59) 児童いきいき放課後事業 ⇒ 86 ページに掲載

再掲 (60) 留守家庭児童対策事業 ⇒ 86 ページに掲載

再掲 (121) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象） ⇒ 113 ページに掲載

再掲 (122) 病児・病後児保育事業 ⇒ 113 ページに掲載

再掲 (124) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⇒ 113 ページに掲載

仕事と子育てを共に選択できる仕組みの充実

実施事業（全市共通）

（165）「女性活躍リーディングカンパニー」認証事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」、「仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援」、「男性の育児や家事、地域活動への参画支援」について積極的に推進する企業等を、大阪市が一定の基準に則り認証・表彰します。

【市民局】

（166）大阪市立男女共同参画センターにおける講座の実施

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館は、男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する施設であり、妊娠中や子育て中の女性を中心に男女共同参画社会の形成に関する講習会、研修会等を実施します。

（対象事業）

- ・男女共同参画センター子育て活動支援館における講座・セミナー等の実施

【市民局】

施策2 保育の質を向上します

【基本認識】

保育所等は、こどもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場所です。そのため、保育所等における入所児童の健康の保持・増進、安全・安心な保育の提供に取り組み、保育の質を確保していく必要があります。

【取組の方向性】

安全・安心な保育の提供

認可・認可外を問わず保育所等に対する指導監査を強化するとともに、死亡事故等の重大事故ゼロをめざして、事前通告なしに保育所等を訪問し、必要に応じ助言・指導します。さまざまな取組により、こどもが安全に過ごせる、また、その保護者が安心できるよう保育の質の確保、向上を図ります。

【重点施策 10】安全・安心な保育の提供

重点施策として実施する事業

(167) 保育所等の事故防止の取組強化事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

死亡事故等の重大事故ゼロをめざし、「大阪市事故防止巡回支援指導員」が、保育所等を認可・認可外を問わず、事前通告なしで、重大事故が発生しやすい「睡眠中、食事中、水遊び・プール活動中」の時間帯を中心に訪問し、保育状況の確認、必要に応じた助言・指導を行うとともに、指導監査部門等と十分な連携を図ります。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・対象施設への訪問実施率	100%

(168) 保育サービス第三者評価受審促進事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保育の質の確保・向上、保育所等の適正運営の確保及び事業の見える化推進等のため、市内民間保育所等の福祉サービス第三者評価の受審率を向上させる方策として、子ども・子育て支援新制度における公定価格の「第三者評価受審加算」の拡充に先駆けて、大阪市独自に受審費用を補助します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・市内の保育所等で福祉サービス第三者評価を受審した施設・事業所の数	17 施設

(169) 認可外保育施設の指導監督強化

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

認可外保育施設の施設状況を把握するとともに、立入調査等を通じて、児童の処遇等の保育内容・環境に関して指導します。立入調査実施後、不備がある場合は、不備内容に関する改善報告を求めるなど改善指導し、改善に至らない場合については、繰り返し指導するとともに、改善勧告等必要な指導を行います。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・すべての認可外保育施設に対して立入調査を実施し、認可外保育施設指導監督基準による指導を行ったうえ、証明書発行を行う施設数の割合	78%

(170) 低年齢児保育実施保育所看護師等雇用経費助成事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

児童の健康管理、感染症の予防、傷病時の対応、保護者に対する保健指導等の取組を充実させ、児童の健やかな成長と安全の確保を図るため、乳児が9人以上入所し、保育士配置基準を満たしたうえで、別途看護師又は保健師、准看護師を配置している民間保育所及び認定こども園に対して、看護師等の雇用経費を補助します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・乳児9人以上入所施設看護師等配置（補助）率	70%

(171) アレルギー対応等栄養士配置事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

栄養士を加配することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童の健やかな成長を支援します。

自園調理による給食の提供、アレルギー対応給食実施のホームページ等での明示、調理員配置基準を満たしたうえで、別途栄養士を配置している民間保育所、認定こども園、私立幼稚園に対して、栄養士の雇用経費を補助します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・加配栄養士配置率	54%

(172) 地域型保育事業連携支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保護者の多様な保育ニーズと低年齢児の保育需要に対応するため実施する地域型保育事業について、「保育内容の支援」・「代替保育」・「3歳児の受入」を行う連携施設の確保を促進するため、代替保育や交流事業の実施等に必要な経費を補助します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・連携施設の確保の割合	61.0%

●保育所等と家庭的保育事業者等との連携について

家庭的保育事業者等に対して、当該事業を利用する乳幼児に対する保育内容の支援や代替保育の提供が適切に行われ、また、満3歳に達し、保育の提供が終了することにも対して、引き続き必要な保育が提供されるよう、連携施設を確保することを求めています。

(173) お散歩時の安全対策推進事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

民間保育所等が、園外での活動において、こどもが集団で移動する際の安全確保を図るため、園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置に必要な経費を補助します。

【こども青少年局】

施策指標	現状値 (平成 30 年度)
・保育所等を利用するこどもの園外活動時の交通事故発生数	—

実施事業（全市共通）

(174) 施設指導監査の強化支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保育所等の施設監査にあたって、監査法人・公認会計士の同行及び助言、弁護士による助言を受けることにより、不適正な会計処理の早期発見、法的な問題に対しての適切な判断を行います。

【こども青少年局】

再掲（3）保育士等キャリアアップ研修事業 ⇒ 62 ページに掲載

(5) こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

施策1 こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します

【基本認識】

こどもや子育て家庭が日々生活するうえで、まず、住宅や居住環境が安全で快適であることが大切です。子育て家庭が、都市の利便性や職住近接などの利点を享受しながら快適に暮らせるよう、バリアフリー化や事故防止への配慮を行うなど安心して子育てできる住宅を供給していくとともに、遊び場や子育て支援施設を整備するなど子育てしやすい居住環境を創出していくことが重要です。

交通事故については、事故の危険性の高い通学路の歩道整備など安全・安心な歩行空間を整備します。また、災害時には、とりわけ高齢者をはじめこどもや妊産婦などが被害に巻き込まれやすいことが懸念されるため、災害時の役割分担やボランティア活動など、こどもや青少年も地域の一員として共に助け合える体制づくりが重要です。

【取組の方向性】

安心して子育てできる住宅・居住環境の整備

住宅ローンの利子補給や子育てに配慮した住宅への改修費補助等、子育て世帯向けの住宅施策を実施します。また、こどもがのびのびと遊ぶことができるよう公園を整備し、身近な地域の遊び場、やすらぎのある空間を提供します。

事故のない安全・安心なまちづくりの推進

こどもの安全・安心を確保するため、通学路の交通安全対策や遊具の安全確保を推進します。

災害時の被害を最小限にとどめる体制づくりの推進

こどもや妊産婦をはじめすべての人の災害時における被害を最小限にとどめることができるよう、地域の防災力を高めるとともに、災害時に迅速に対応できる地域の体制づくりを推進します。また、こどもや青少年が災害時に自らの身を守る力を高めるとともに、地域の一員として共に助け合える体制づくりを推進します。

実施事業（全市共通）

（175）新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

市内で供給される民間分譲住宅を、金融機関等の融資を受けて初めて取得する新婚又は子育て世帯を対象に、住宅ローンの利子の一部を補助します。

【都市整備局】

（176）子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

子育て世帯等の市内居住と民間賃貸住宅ストックの有効活用を促進するため、子育て世帯等の入居に資する改修工事等を行う民間賃貸住宅オーナーに対して、改修工事費の一部を補助します。

【都市整備局】

（177）子育て安心マンション認定制度

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

子育てに配慮した仕様と子育てを支援する環境を備えた良質なマンションを「子育て安心マンション」として認定し、子育て層等に広く情報発信することにより、子育て世帯の市内居住を促進します。

【都市整備局】

（178）市営住宅への優先入居の実施

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

高等学校修了前とされる年齢（18歳まで）のこどもがいる世帯を対象とした市営住宅の別枠募集の実施や、「一般世帯向け」区分の公営住宅の申込みにおいて、18歳未満の児童が3人以上いる世帯に対する当選確率の優遇を行います。

【都市整備局】

(179) 民間住宅への入居支援

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

子育て世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録等を推進します。

【都市整備局】

(180) 住区基幹公園の整備

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園について、現在計画している公園の整備を着実に進めていきます。

【建設局】

再掲 (121) 赤ちゃんの駅事業 ⇒ 114 ページに掲載

事故のない安全・安心なまちづくりの推進

実施事業（全市共通）

(181) 通学路等の交通安全対策の推進

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○		

こどもが日常的に移動する経路等の安全を確保するため、通学路等において交通安全対策を推進します。具体的には、緊急安全点検にて抽出された対策必要箇所や、大阪市の管理する幹線道路の信号交差点を対象に、防護柵設置等の交通安全施設整備などを実施します。

【建設局】

(182) 公園の遊具等の点検

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

こどもや保護者が安心して公園で遊べるよう、遊具の安全確認や巡視点検など遊び場の安全確保を推進します。

【建設局】

実施事業（全市共通）

（183）防火防災の体験型研修の充実強化

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

市民、地域、事業者等に対し、災害発生時に防火・防災の担い手として初期消火、早期の通報等の活動ができるようにするための体験型の研修を実施します。

【消防局】

（184）自主防災まちづくりの推進

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし				

地域における自主防災組織力を強化するため、自主防災組織の地域防災活動の支援を行い、子どもや青少年の参加を得た、災害時に効果的かつ実践的な防災訓練ができるよう活動の基盤づくりに取り組みます。

【危機管理室・各区】